

**一般廃棄物（ごみ）処理基本計画**  
**【概要版】**

**平成30年（2018）年3月 策定**  
**令和7（2025）年3月 改定**

**上牧町**

## 1. 計画策定の背景と目的

地球温暖化や天然資源の枯渇等の環境問題が深刻化する中、廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。

上牧町（以下「本町」という。）では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30（2018）年3月）」（以下「前計画」という。）に則り、老朽化した焼却施設の稼働停止・解体除却、それに伴う焼却処理の民間委託、中継施設の建設・稼働（平成28（2016）年11月・令和4（2022）年5月稼働開始）を進めてきました。

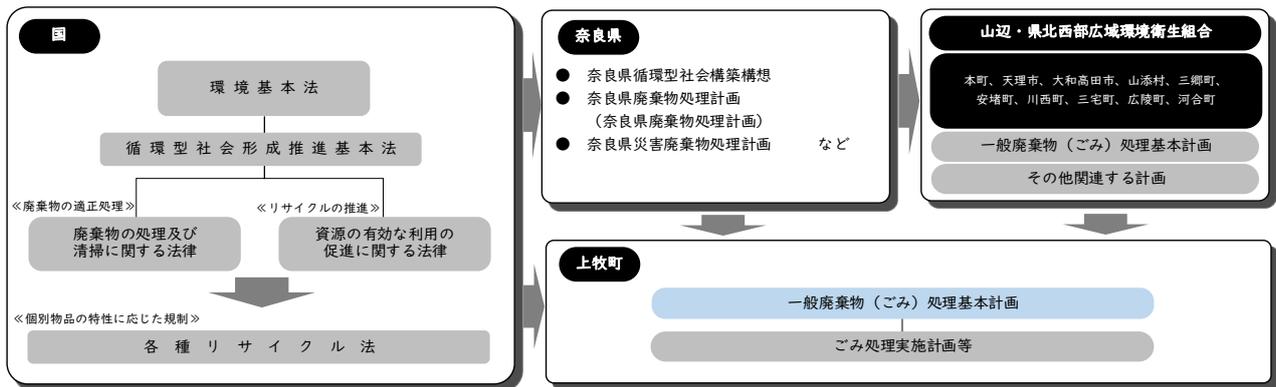
また、周辺市町村では、既存施設の老朽化が進んでおり、さらにごみ量が減少傾向にあることや、既存施設の維持管理費等を考慮した結果、行政効率の向上、ごみ施設の有効活用（発電・余熱利用等）等を図り、安定的なごみ処理の継続確保を目的に、広域処理を行う方針としました。それらを受けて、平成27（2015）年8月に広域ごみ処理に参加する市町村の意思確認を行い、本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、河合町の10市町村（以下「構成市町村」という。）を構成市町村として、平成28（2016）年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）が設立されました。

広域組合では、新しい焼却施設及び粗大・リサイクル施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の整備を進めています。新ごみ処理施設は、令和7（2025）年5月に供用が開始され、施設の稼働開始に合わせて、広域処理を開始します。

今回の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）では、本町のごみ処理の現状を把握した上で、広域化に向けた分別品目の統一や処理体制等について検討・整理するとともに、広域組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び国の方針を踏まえて、本町の新たなごみ処理のあり方と、目標及び施策を検討することを目的としています。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づいて策定するもので、本町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。



### 3. 計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年 3 月に策定した計画の見直しとし、計画期間は、令和 7（2025）年度を初年度、令和 21（2039）年度を最終年度とした 15 年間の計画とし、中間目標年度は令和 11（2029）年度、令和 16（2034）年度とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うものとします。

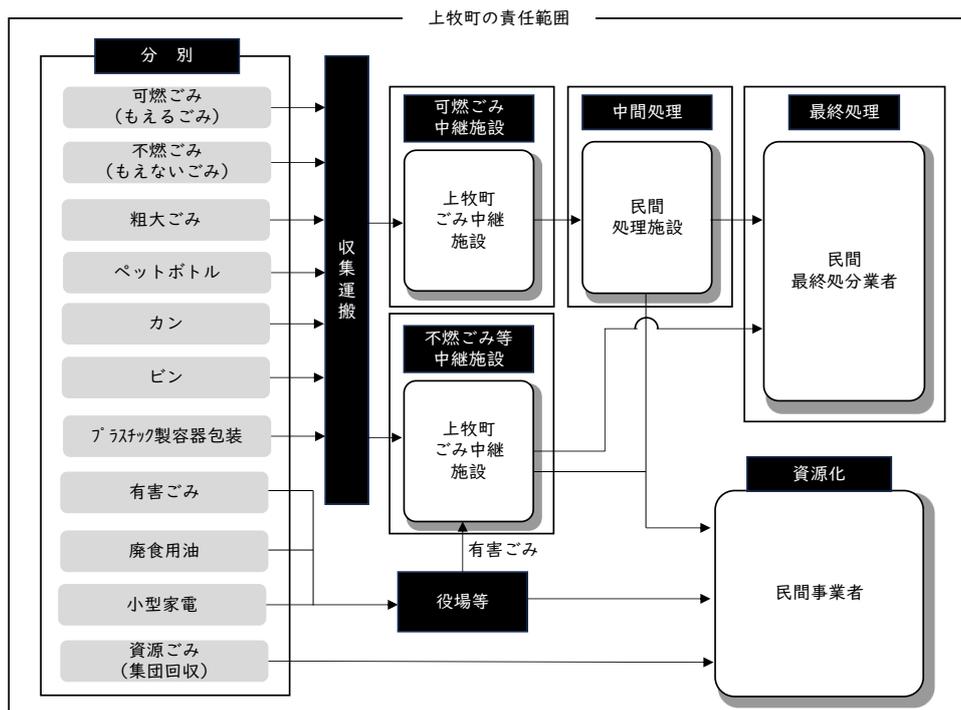
	H29	…	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
	2017	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
策定年度	◆																	
改定年度			◆															
計画期間				◆														◆
中間目標								◆					◆					
計画目標																		◆

### 4. 計画策定の範囲

本計画は一般廃棄物を対象とした計画です。一般廃棄物とは、廃棄物処理法第 2 条第 2 項において「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、計画策定の目的でも述べたように、廃棄物処理法第 6 条第 1 項では、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。

本町は、本地域で発生する一般廃棄物について減量化・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分 of 適正な処理・処分の役割を担っていきます。

本計画では循環型社会構築推進のため、減量計画、収集運搬から最終処分に至る過程において計画を策定しますが、将来においてごみの広域処理が計画されていることから、広域組合及び構成市町村との連携・調整を図り、「山辺・県北西部広域環境衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」との整合性を図っていきます。

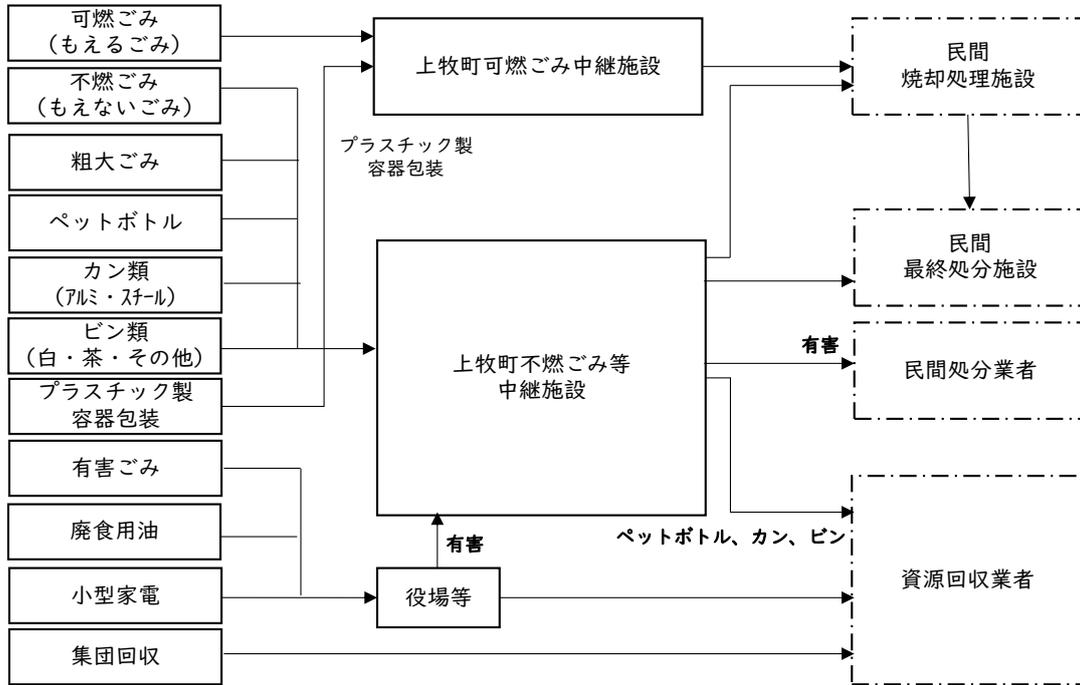


## 5. 本町の現状及び課題

### 1) ごみ処理の現状

#### ①ごみの分別区分とごみ処理フロー

令和6(2024)年度時点の本町のごみ処理フローを示します。



#### ②ごみ総排出量・資源化量及び資源化率の実績

家庭系ごみは減少傾向にあります。一方、事業系ごみは令和2(2020)年度に減少しましたが、令和3(2021)年度は増加しその後横ばいで推移しています。

また、資源化量は令和元(2019)年度まで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向にあり、令和5(2023)年度における資源化率は16.6%となっています。

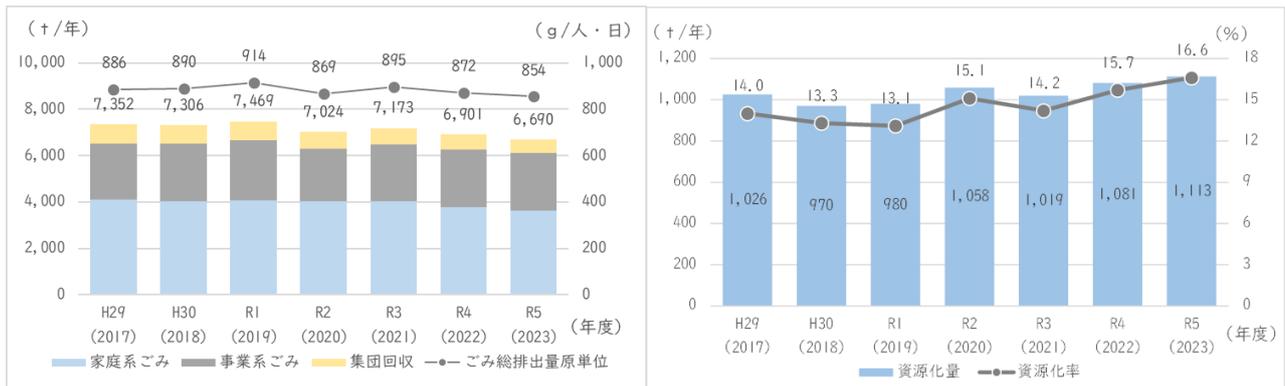


図 ごみ総排出量の推移

図 資源化量及び資源化率の推移

## 2) ごみ処理の課題

### ■ 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、令和 4 (2022) 年度のごみ総排出量原単位は、872g/人・日と類型都市の平均値 (865g/人・日) より多くなっていましたが、令和 5 (2023) 年度では 854g/人・日と減少しました。
- ・家庭系ごみ、事業系ごみについては、ともに減少傾向にあり、このまま減少傾向を継続させることが望まれます。
- ・ごみ組成分析調査の結果から、可燃ごみは家庭系、事業系ともに紙類の割合が比較的高く、家庭系可燃ごみの紙類では約 13%が資源化可能な紙類であったことから、集団回収で排出するよう住民に呼びかける必要があります。また、事業者に向け、資源化可能な古紙等は事業者の責任において、資源化処理に努めるよう呼びかける必要があります。

### ■ 資源化

- ・資源化率は、類似都市と比較して同程度にあり、過去の推移をみると、若干の増加傾向にあります。
- ・集団回収は、平成 29 (2017) 年度で 824+/年であったのに対し、令和 5 (2023) 年度では 590+/年と減少しました。資源化率を増加させるためには、集団回収として排出することを促す必要があります。
- ・ごみ総排出量が減少傾向にあるため、資源化率を維持または向上させるためには、資源化物の分別を徹底する必要があります。

### ■ 収集・運搬

- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、より効率的な収集・運搬と住民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

### ■ 中間処理

- ・既存のごみ焼却施設は、平成 28 (2016) 年 11 月に稼働を停止したため、ごみ処理については、すべて民間事業者に委託しています。新ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間処理委託費をできる限り削減するためにも、より一層の減量化と分別の徹底に努めていく必要があります。

### ■ 最終処分

- ・令和 4 (2022) 年度における最終処分率は、類似都市に比べやや低い状況にあります。
- ・処分費の削減の観点から、焼却対象ごみを減らし、最終処分量の削減に取り組む必要があります。

## 6. ごみ処理基本計画

### 1) 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推計

現状のまま推移した場合、ごみ総排出量原単位は緩やかに減少していきます。

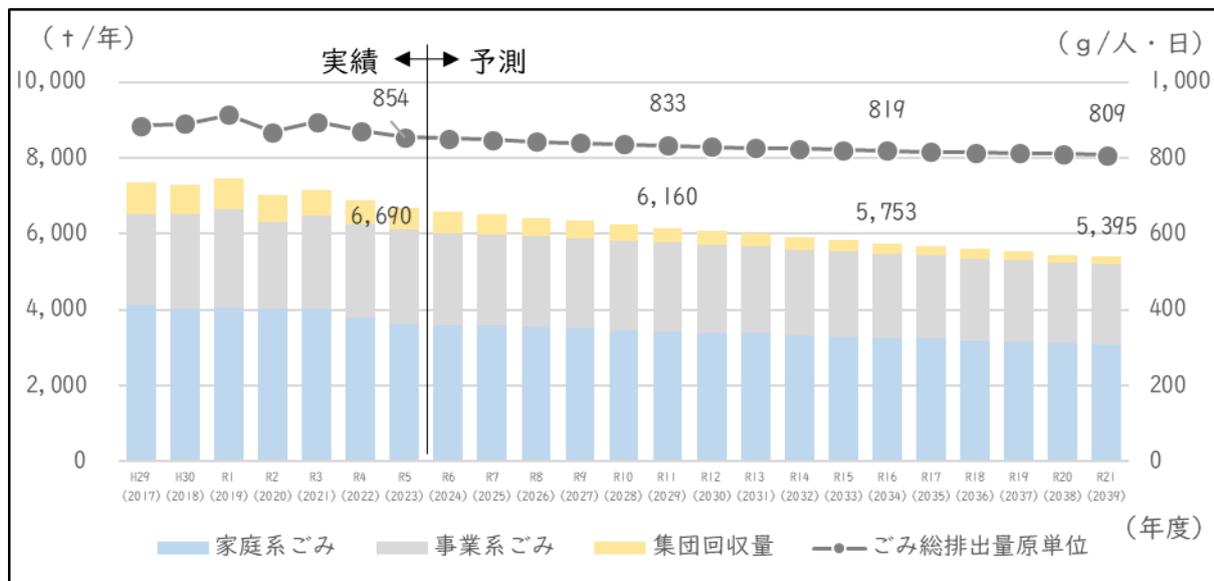


図 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推計

### 2) ごみ処理の基本理念と目標

**基本理念** ごみの排出抑制と資源循環による、快適な暮らしを目指す

#### ■ ごみ処理の基本方針

##### 基本方針1 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進

排出抑制の意義と3Rの周知を図り、普及啓発等を通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となってごみの減量・資源化の強化を図ります。

##### 基本方針2 ごみ処理サービスの向上

ごみ処理の広域化に伴うごみ分別区分の変更等、ごみ処理についての情報提供を十分に行い、住民の理解を得るとともに、ごみ処理サービスの向上に努めます。

##### 基本方針3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進

当面、ごみのすべてを民間委託により処理・処分をしていますが、広域組合が整備する新ごみ処理施設の稼働後は、広域で処理・処分を実施します。今後も一層のごみ減量化・資源化のために、計画的な処理・処分を推進します。

##### 基本方針4 安心・安全・安定的な廃棄物処理の仕組の構築

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や、強靭なごみ処理システムを構築するとともに、安定した最終処分先の継続的確保に努めていきます。

## ■ 数値目標

数値目標項目	現状	目標値		
	基準年度 (令和5(2023)年度)	中間目標年度 (令和11(2029)年度)	中間目標年度 (令和16(2034)年度)	計画目標年度 (令和21(2039)年度)
①ごみ総排出量原単位	854.41g/人・日	814.80g/人・日	781.80g/人・日	748.79g/人・日
令和5(2023)年度比	—	-5%以上	-9%以上	-12%以上
②ごみ総排出量	6,690t/年	6,026t/年	5,492t/年	4,993t/年
令和5(2023)年度比	—	-10%以上	-18%以上	-25%以上
③資源化率 (収集量ベース)	16.6%	16.4%	17.7%	19.1%

### 3) 数値目標を達成した場合のごみ総排出量の推計

数値目標を達成した場合、目標年度の令和 21 年度には、ごみ総排出量原単位は 749 g/人・日まで減少します。

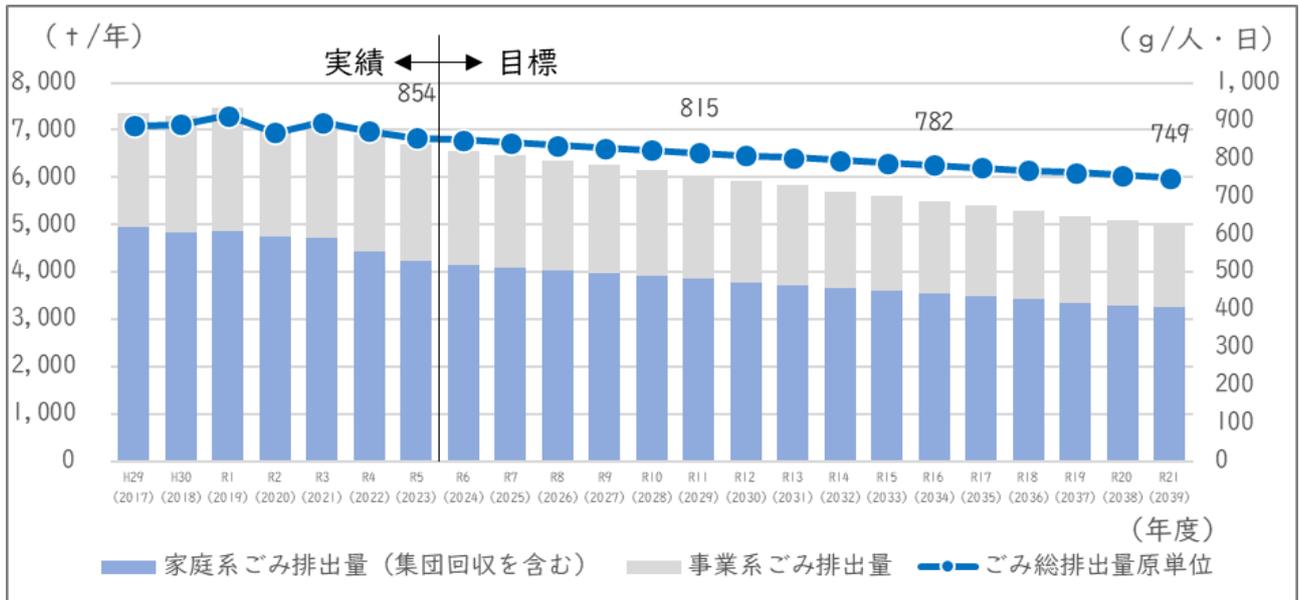


図 数値目標を達成した場合のごみ総排出量の推計

### 4) 将来のごみ処理の対象ごみ及び品目

令和 7 (2025) 年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である令和 21 (2039) 年度時点における将来の本町の処理対象ごみ及び品目を右図に示します。家庭系ごみ及び事業系ごみを対象に、右図に示す収集及び自己搬入する 9 品目を広域組合で広域処理するものとします。

処理対象ごみ	家庭系ごみ		事業系ごみ	
	可燃ごみ	不燃ごみ	スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ
ペットボトル	アルミ缶	スチール缶	ビン	
有害ごみ	小型家電	プラスチック製容器包装	広域処理の対象品目	
新聞紙	ダンボール	雑誌・雑がみ	廃食用油	

図 将来のごみ処理の対象範囲

## 5) 将来のごみ処理フロー

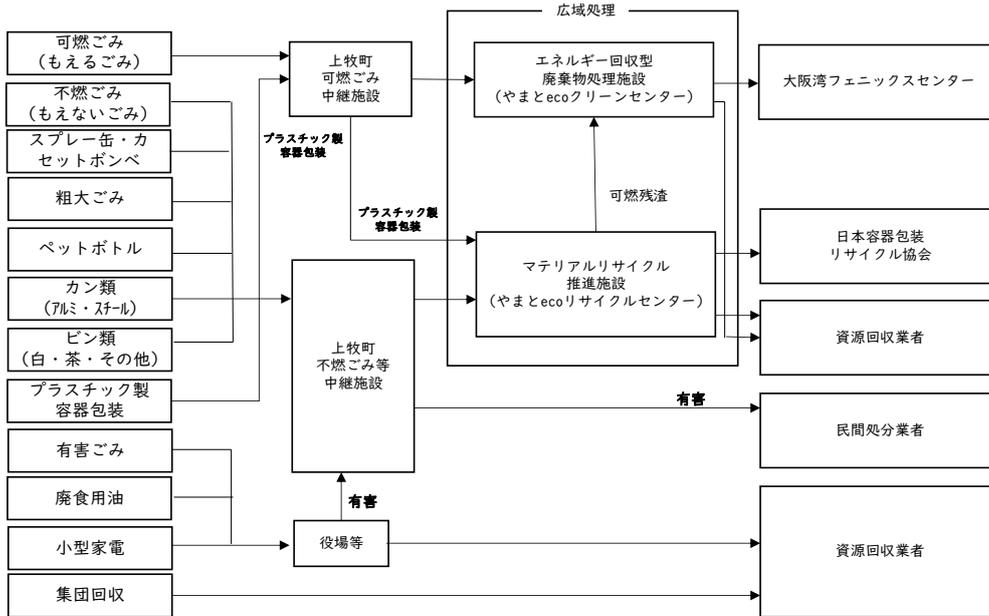
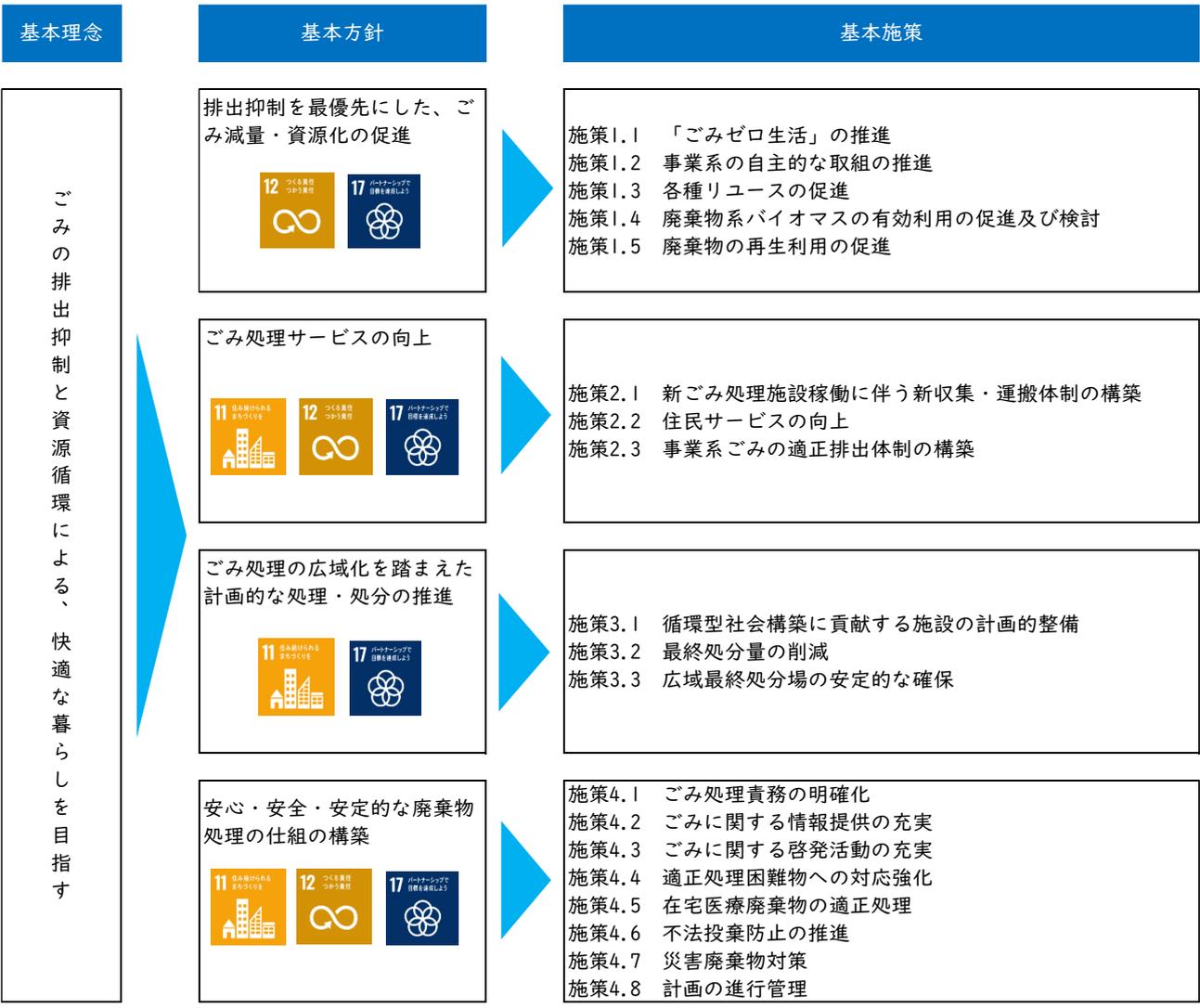


図 将来のごみ処理フロー

## 7. 目標達成に向けた基本施策



## 施策 1.1 「ごみゼロ生活」の推進

### 【具体的施策】

#### ①ごみとなるものを家庭に持ち込ませない

マイバッグ・マイボトルを利用する地球環境へ配慮したライフスタイルへの転換、ばら売りや量り売りの利用、簡易包装、詰め替え用商品の利用等、本来必要のないものを家庭に持ち込ませないような消費活動の推進を、住民、事業者、行政とのパートナーシップで推進します。

#### ②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物を「食品ロス」といいます。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるようフードドライブの実施、3010運動の推進やドギーバッグの対応等、住民、事業者がそれぞれできることから進めます。

行政はその取組を推進するために、住民、事業者への情報提供の充実を図り、食品ロス削減意識の向上に努めます。また、生ごみを排出するときの水切りの徹底を普及啓発します。

## 施策 1.2 事業系の自主的な取組の推進

### 【具体的施策】

#### ①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める

事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系廃棄物）は景気の動向等の影響を受け変動します。その事業系廃棄物の処理責任は事業者自身にあります。

本町は多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や減量化の実施について積極的に指導します。

#### ②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る

事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について、有効な取組事例の紹介や事業者向けの適正処理の手引きを作成する等、啓発・指導を積極的に行い、事業者の自主的な取組を支援します。

## 施策 1.3 各種リユースの促進

### 【具体的施策】

#### ①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる

ごみ減量の情報発信拠点を整備し、SNS を利用したリユースの場の提供、不用品交換（譲ります。譲ってください。）コーナーやフリーマーケットを実施する等、リユースを促進します。

## 施策 1.4 廃棄物系バイオマス有効利用の促進及び検討

### ①生ごみ等のリサイクルを促進（生ごみ堆肥化、廃食用油の再生利用等）する

令和 5（2023）年度に実施したごみ組成分析調査の結果をみると、家庭から出る可燃ごみの中に 36.3%の生ごみが含まれています。生ごみを減量するために、食品ロス削減の取組を実施しますが、どうしても排出せざるを得ない生ごみについては、希望者に EM ボカシ菌の配付を行うほか、家庭用生ごみ処理器やコンポスト容器の利用を奨励することで、生ごみの堆肥化を推進します。また、廃食用油を回収し、BDF 化等の再生利用の取組を推進します。

### ②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する

廃棄物の再生利用を進めていく上で、生ごみや家畜排泄物、下水汚泥等をバイオマス資源として有効利用していくことは有用です。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費の一部として活用できる可能性があること、事業系廃棄物においては比較的まとまった量が特定の場所で発生すること等の特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえ、県、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を検討するための研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。

## 施策 1.5 廃棄物の再生利用の促進

### 【具体的施策】

### ①資源ごみの分別を徹底する

令和 5（2023）年度に実施した家庭系可燃ごみ、家庭系不燃ごみ、事業系可燃ごみの組成調査結果をみると、可燃ごみでは、家庭系、事業系ともに厨芥類が最も多く、次いで紙類となっていました。

家庭系可燃ごみの紙類では約 13%が資源化可能な紙類であったことから、紙類は集団回収で排出することで資源化率の向上が見込めます。また、資源の有効利用を図るため、分別区分に従い、分別排出を徹底することを住民へ周知するほか、廃食用油、使用済み筆記具、使用済みインクカートリッジ、使用済み小型家電等の回収を促すことで再生利用の促進を図ります。

## 基本方針 2 ごみ処理サービスの向上

## 施策 2.1 新ごみ処理施設整備に伴う新収集・運搬体制の構築

### 【具体的施策】

### ①新収集・運搬体制を構築する

新ごみ処理施設稼働後も、本町域内における排出方法、収集回数、収集体制等については、本町の所掌事務であることから、効率的で安定した収集・運搬体制を今後も継続していきます。

なお、本計画で示す分別区分等は、現時点で決定している内容であり、今後、広域組合との協議等により、変更する可能性があります。

## 施策 2.2 住民サービスの向上

### 【具体的施策】

### ①高齢化社会を踏まえ、住民サービスを向上する

ひとり暮らしの高齢者世帯の一層の増加が想定されることから、自宅からステーションまでごみを出すことが困難な高齢単身者を対象に行っている「ふれあい収集」の充実に努めます。

## 施策 2.3 事業系ごみの適正排出体制の構築

### 【具体的施策】

#### ①事業系ごみの分別排出を徹底する

事業活動に伴って発生するごみの処理責任は事業者にあります。可燃ごみに資源化物や産業廃棄物が混入することがないように分別指導を強化し、混入防止に努めます。

#### ②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う

事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らによる自己搬入もしくは収集運搬許可業者によって実施されます。適正な収集・運搬作業を安定して、継続的に実施するため、指導を強化します。

#### ③環境負荷の少ない収集車両を導入する

収集・運搬を委託、許可する民間業者に、環境負荷の少ない車両の導入を働きかけます。

## 基本方針 3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進

### 施策 3.1 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備

#### 【具体的施策】

#### ①ごみ処理広域化を推進する

奈良県では県内のごみ処理施設の約 7 割が人口規模 5 万人未満を対象とした施設となっており、可燃ごみ処理施設のほとんどが小規模施設で、かつ老朽化が進んでいます。

県では、このような各市町村のごみ処理の現状や課題等の情報を踏まえ、ごみの共同処理の効果・必要性の認識を共有し、ごみ処理の広域化を推進（奈良モデル・プロジェクト）しています。

本町では、広域組合に参加し、ごみ処理が滞ることのないよう、ごみ中継施設の整備、管理を行います。

#### ②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する

広域組合において、エネルギー回収型廃棄物処理施設（やまと eco クリーンセンター）とマテリアルリサイクル推進施設（やまと eco クリーンセンター）を新たに整備し、令和 7 年 5 月から稼働させます。両施設は、単に公共衛生の確保や環境保全を目的としたものだけでなく、3R を推進するための施設であるほか、焼却熱を利用し発電する等、循環型社会・低炭素社会に向けた取組を行います。

### 施策 3.2 最終処分量の削減

#### 【具体的施策】

#### ①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する

可燃ごみに含まれる資源化可能物の分別徹底、生ごみの削減等により、焼却処理量の削減に努め、焼却残渣等を削減します。

また、粗大・不燃ごみにおいては 3R を推進し、ごみの減量に努めます。

### 施策 3.3 広域最終処分場の安定的な確保

#### 【具体的施策】

#### ①広域最終処分場を安定的に確保する

最終処分量の削減に努める一方で、最終処分が必要となる廃棄物の対応として、最終処分場の安定確保が必要です。本町では、広域組合、構成市町村とともに国や奈良県に対して大阪湾フェニックスセンター等の広域的な最終処分場の安定確保を要望していきます。

#### ②最終処分場の確保を検討する

最終処分場は住民合意を得ることが難しい施設ではありますが、安定した最終処分を実施するためにも、最終処分場の自区内確保の可能性を調査し、最終処分場の確保を検討していきます。

### 基本方針 4 安心・安全・安定的な廃棄物処理の仕組の構築

#### 施策 4.1 ごみ処理責務の明確化

##### ①住民の責務

住民は、廃棄物の排出者として、廃棄物の減量やその他適正な処理に関する本町や広域組合の施策に協力する必要があります。本町は、排出の抑制や再生利用の協力を要請していくものとしします。

##### ②事業者の責務

事業者には、事業活動に伴って生じた廃棄物についての処理責任があります。

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等による減量化に努め、その製造、加工、販売等に際して、廃棄物が生じた場合に、適正な処理が困難になることがないようにする必要があります。また、国や本町が実施する廃棄物の減量化、適正処理の確保のための施策に協力する必要があります。

##### ③町の責務

本町は処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないよう処理する責任があります。一般廃棄物に係る業務に従事する職員の資質の向上等、能率的な運営に努めます。また、一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動を促し、措置を講ずるように努めるとともに、事業者へ廃棄物処理の協力を求めるため、指導・啓発等を行います。

#### 施策 4.2 ごみに関する情報提供の充実

従来の広報誌、ごみの出し方パンフレット等に加え、インターネットを活用し、ホームページやスマートフォンアプリ等を活用する等、媒体の拡充を図ります。また、多言語に対応する等、誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

#### 施策 4.3 ごみに関する啓発活動の充実

#### 【具体的施策】

##### ①環境教育・学習の充実

小学校・中学校等における従来の施設見学に加え、実践型の教育プログラムを作成する等、環境教育・学習の充実を図ります。

## ②社会教育プログラムの充実

町内で実施されるイベント等において、「ごみを出さないイベント」の実施、大人を対象とした施設見学会の実施、ごみ減量ワークショップやエコクッキング講習会等、社会教育のプログラムを充実し、住民のごみ減量への意識の向上を図ります。

### 施策 4.4 適正処理困難物への対応強化

広域組合での処理が困難な適正処理困難物等の廃棄物については、拡大生産責任の観点から、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対してその回収等の措置を講ずるように構成市町村とともに要請していきます。ただし、一般廃棄物については本町の処理責任のもとで、必要な受け皿の検討もしていきます。

なお、今後も広域組合が取り扱わない品目については、不法投棄の未然防止から、専門事業者等の紹介を行います。

### 施策 4.5 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系廃棄物のうち、感染の恐れがある廃棄物は、本町では収集することも持ち込むこともできません。高齢化社会において、今後在宅医療廃棄物は増加すると予測されることから、これらの医療廃棄物については、種類ごとに医療機関・薬局等の関係機関での適切な回収を促すとともに、専門業社による処理等の排出ルールを定め、関係者への周知徹底を図ります。

### 施策 4.6 不法投棄防止の推進

本町では不法投棄の早期発見、未然防止のため、建設環境課で定期的に巡回パトロールを実施します。

また、不法投棄に困っている自治会、土地所有者等に、不法投棄禁止看板を配布しています。

今後も、不法投棄や散乱ごみを防止するため、町民への啓発を進めるとともに、地域外からの不法投棄を防止するため、地域、警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化します。また、不法投棄がある箇所を特定し、不法投棄されにくい環境の整備を推進します。

### 施策 4.7 災害廃棄物対策

本町では、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、「上牧町災害廃棄物処理計画」を平成 30（2018）年度に策定しており、今後は国や県の指針を踏まえ、必要に応じて変更します。

#### 施策 4.8 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方に基づき、計画の進行管理を行います。

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取組内容等に対し、PDCAサイクルを活用し、実績の把握や各種ごみの減量・資源化施策等の分析評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効果的な達成に努めます。

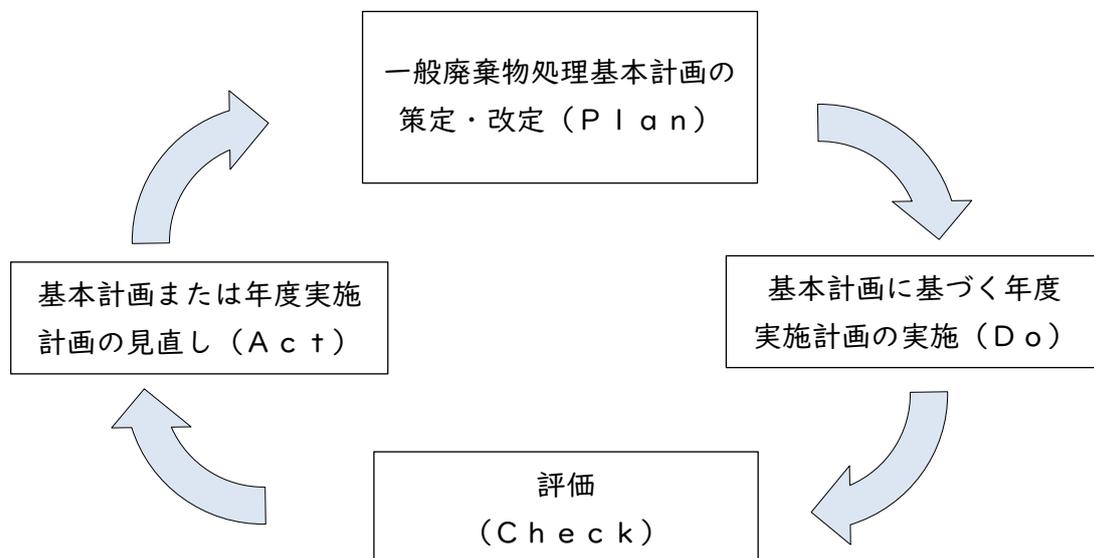


図 PDCAサイクルのイメージ

## 8. 食品ロス削減推進計画

### 1) 本計画の位置付け

本町における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

本章は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2（2020）年3月31日閣議決定）を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。

### 2) 食品ロスに関する目標

国においては食品ロス量の削減について、平成12（2000）年度から令和12（2030）年度までの30年間で半減させることを目指しています。本町では、「ごみ処理基本計画」におけるごみの数値目標から食品ロスの割合を算出し、令和5（2023）年度の推計値である884.4tから、食品ロスの発生抑制に関する施策を展開することで、令和21（2039）年度に651.5tを達成することを目標とします。

表 食品ロス発生量の削減目標

	令和5 (2024)年度	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (中間目標)	令和21 (2039)年度 (計画目標)
食品ロス発生量 (t/年)	884.4	797.0	724.3	651.5
うち、事業系 食品ロス	575.9	518.9	471.5	425.5
うち、家庭系 食品ロス	308.5	278.2	252.8	226.0
家庭系食品ロス 排出原単位 (g/人・日)	39.4	37.61	35.99	33.89

### 3) 食品ロス削減に向けた取組

取組	取組内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な量だけ購入し、食べきれぬ量だけ調理するよう心掛けることが望まれます。</li> <li>○賞味期限・消費期限への理解を深めることが望まれます。</li> <li>○水切りの徹底及び生ごみ処理機等によって減量・再資源化に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食べ残しを減らす事（3010運動）を周知します。</li> <li>○農林漁業者や食品製造業者に対し、規格外や未・低利用を含む商品の加工・販売等に向けた周知・啓発、行政から発信されるフードバンク活動に関する情報を活用し、3分の1ルールにより廃棄されることとなる商品の活用を促進することが望まれます。</li> <li>○食品小売店に対し、「てまえどり」の啓発、少量パック販売、ばら売りの工夫、需要予測の推進、商慣習の見直し（納品期限の緩和等）を促進する必要があります。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フードドライブを実施します。</li> <li>○防災備蓄食料品の消費期限の管理を徹底し、住民に配布する等ローリングストック法をうまく活用します。</li> <li>○3きり（使いきり・食べきり・水きり）を徹底するよう啓発に努めます。</li> <li>○参考事例を収集し食品ロスの削減に向けた取組を検討します。</li> <li>○食品ロスの発生状況の把握や削減方法等の普及・啓発に努めます。</li> <li>○SNSを通じて食品ロス発生量の削減に係る情報を発信します。</li> <li>○廃食用油の回収、EMボカシ菌の活用による生ごみの資源化を推進するよう呼びかけます。</li> <li>○事業者とも連携を図り情報発信に努めます。</li> </ul>

---

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版  
令和7（2025）年3月

---

発行 上牧町 都市環境部 建設環境課  
〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧 3350 番地  
TEL 0745-76-2504